

平成21年11月6日

模倣品・海賊版拡散防止条約（ACTA）構想

（第6回交渉会合の概要）

模倣品・海賊版拡散防止条約（ACTA）の第6回交渉会合（課長級）が11月4日～6日に韓国で開催され、デジタル環境における知的財産権の行使、刑事上の執行等について議論が行われました。

1. 11月4日（水）から6日（金）に、ACTA交渉の第6回交渉会合が、韓国の主催によりソウルで開催されました。我が国をはじめ、米国、EU、スイス、カナダ、韓国、メキシコ、シンガポール、豪州、ニュージーランド及びモロッコが参加しました。
2. 韓国からは、金起煥（キム・ギファン）外交通商部多者通商局長、李漢妍（リ・ミヨン）同課長が出席し、議長を務めました。交渉参加国は、世界規模の模倣品・海賊版といった知的財産権の侵害に対処する国際的な枠組みを強化する国際約束としてのACTAの重要性を強調しました。
3. 本会合において、交渉参加国はデジタル環境における権利の行使、刑事上の執行について有意義な議論を行いました。また、利害関係者及び公衆に交渉過程において意見表明の機会を与えるなど、透明性の重要性について議論しました。
4. 次回の会合は、2010年1月にメキシコで開催されることになりました。交渉参加国は、2010年中の可能な限り早期の実現を目指し、議論を続ける意図を確認しました。
5. 我が国としては、ACTAの早期実現を目指し、今後も交渉参加国との議論を主導していく所存です。

（参考）

1. 我が国は、2005年のG8グレンイーグルズ・サミットにおいて、模倣品・海賊版防止のための法的枠組策定の必要性を提唱して以来、知的財産権の保護に関心の高い国々とともに、ACTA構想の実現に向けて積極的に議論を行ってきました。
2. その後、2007年10月に日米欧等から、ACTAにおいて実現していくべき内容につい

での集中的な協議を開始する旨の報道発表を行い、交渉参加国との非公式な協議を継続的に行ってきました。

3. 2008年6月より交渉会合が開催され、条文案をベースとした交渉が開始されています（前回会合は7月にモロッコ・ラバトで開催）。
4. なお、交渉参加国間の合意により、交渉についての情報公開を進める観点から、毎回会合開催後に概要を公表しています。

（本発表資料のお問い合わせ先）

通商政策局国際知財制度調整官 山本

担当者：泉、高田

電話：03-3501-1511（内線 3501）

03-3501-5923（直通）